

### 1. 2022年年次税法における主な変更点

2022年年次税法により、2023年1月1日から以下の規則が新しくなりました。

- **建物の減価償却費の引き上げ**  
これまで居住用の建物の償却率は通常2%とされていました。この償却率が2023年において3%まで引き上げられます。この新規則は2022年12月31日以降に建てられた居住用建築物へ適用されています。
- **被雇用者一律控除額の引き上げ**  
給与所得では、費用の詳細について証明することなく一律の金額が控除可能です。この控除額が従来の1,200ユーロから、2023年に遡及して1,230ユーロへ引き上げられました。この変更は既に、給与から源泉徴収される賃金税にも適用されています。ただしこれは同時に、2023年にかかった経費は合計1,230ユーロを超えて初めて減税に繋がるということとなります。基礎控除額および被雇用者一律控除額の引き上げは、賃金税・連帯税・教会税に直接影響するため、2023年に源泉徴収された賃金税は原則として新しく算出しなおす必要があります。
- **資本所得における一律控除額の引き上げ**  
源泉徴収が行われる資本所得において、銀行手数料など個々の経費の控除は認められていません。その代わりとして、実際にかかった経費に関わらず一律の控除額が適用されます。この一律控除額はこれまで単身申告で801ユーロ、合算申告では1,602ユーロでした。これが2023年1月1日より、単身申告で1,000ユーロ、合算申告で2,000ユーロまで引き上げられます。
- **単親家族控除額の引き上げ**  
単親家族のための控除額が2023年においては4,008ユーロから4,260ユーロに引き上げられました。
- **職業訓練控除額の引き上げ**  
納税者の子どもの職業訓練で発生する費用に関して従来の924ユーロから1,200ユーロまで税額控除の対象となります。

### 2. 通勤手段としての公共交通機関

自宅から職場までの通勤費用は原則として、マイレージ計算法で算出される一律控除額によって控除可能です。この一律控除額ではどの交通手段を利用するかに関わらず、通勤距離20kmまでの1kmにつき0,30ユーロ、21km以上からは1kmにつき0,38ユーロが控除されます。

ただし例外として、公共交通機関を利用する場合には一律控除額ではなく実際にかかった費用の控除が認められています。そのため雇用者から公共交通機関による通勤費が支給される場合、これらは賃金税および社会保険料免除となります。

従来の連邦財務裁判所の判例では、タクシーでの通勤にかかる費用全額を経費として控除することが認められていましたが、交通手段を問わない一律控除額の導入により、現在ではタクシーにかかる実際の費用の控除は認められていません。

所得税法の中で「公共交通機関」の定義は明確には記されていません。連邦財務裁判所は通勤一律控除額に関連して、所得税法の中に実際の記載はないものの、ここでの公共交通機関とは「定期的に運行される交通機関」を指すとの見解を示しました。

この見解によれば、通勤でのタクシー利用は障害程度等級が最低70と認められる場合に限り、実際の費用を控除することが可能です。ただし身体的な障害などにより移動にかなりの支障をきたす場合には、障害程度等級50から認められる場合もあります。

### 3. インフレーション緩和法

連邦議会で可決されたインフレーション緩和法により、児童手当、児童控除額、基礎控除額が引き上げられるほか、コールドプログレッション(Kalte Progression:たとえ昇給しても税率変更やインフレ率変動の影響で生活水準が上がらない状態)の対策として所得税額表が変更となりました。

	2021	2022	2023	2024
<b>児童手当</b>				
- 第1子および第2子	219 ユーロ	219 ユーロ	250 ユーロ	250 ユーロ
- 第3子	225 ユーロ	225 ユーロ	250 ユーロ	250 ユーロ
- 第4子以降	250 ユーロ	250 ユーロ	250 ユーロ	250 ユーロ
<b>児童控除額</b>	8.388 ユーロ	8.548 ユーロ	8.952 ユーロ	9.312 ユーロ
<b>基礎控除額</b>	9.744 ユーロ	10.347 ユーロ	10.908 ユーロ	11.604 ユーロ
- 合算申告の場合	19.488 ユーロ	21.294 ユーロ	21.816 ユーロ	23.208 ユーロ
<b>扶養控除限度額</b>	9.744 ユーロ	10.347 ユーロ	10.908 ユーロ	11.604 ユーロ

その他にも、2023年と2024年には連帯税基礎控除額が変更されました。

#### 4. 公的社会保険料に関する新改定

2023年1月1日より社会保険料(年金保険、失業保険、健康保険、介護保険)が以下の通り改定となりました。

	年給	月給	保険料負担割合
<b>保険料負担給与上限</b>			
- 年金及び失業保険 旧西ドイツ連邦州	87,600 ユーロ	7,300 ユーロ	年金保険: 18.6%
旧東ドイツ連邦州	85,200 ユーロ	7,100 ユーロ	失業保険: 2.6%
- 健康及び介護保険	59,850 ユーロ	4,987 ユーロ	健康保険: 14.6%
			介護保険: 3.05%
<b>公的保険義務該当者</b> (右記金額を超えた翌年より プライベート保険への移行 が可能)	66,600 ユーロ	(5,550 ユーロ)	—
<b>ミニジョブ従業者</b>			
- 給与上限		520 ユーロ	—
- 健康保険			雇用者: 13.0%
- 一般			従業者: 5.0%
- 個人家庭での従業時			
- 年金保険			雇用者: 15.0%
- 一般			従業者: 3.6%
- 個人家庭での従業時			雇用者: 5.0%
			従業者: 13.6%
<b>倒産割り当て金</b>			雇用者のみ: 0.06%

公的社會保険(健康保険、介護保険、年金保険)に加入している従業員に対して、雇用主は通常、社会保険料の半分を負担しています。これは2019年以降、法的健康保険における保険会社個別の追加保険料にも適用されています。

従業員がプライベート健康保険に加入している場合、雇用主は従業員の支払う保険料の50%を非課税の補助金として負担する必要があります。ただしこの補助金の上限は、法的健康及び介護保険の最大保険料の半分までと定められています(平均1.6%となる保険会社個別追加保険料負担割合の50%も含む)。これにより、2023年の雇用主による最大補助金額は、月々403.99ユーロとなります(807.98ユーロの50%)。

## 5. 所得税及び社会保険料対象の福利厚生支給額

従業員が雇用主から福利厚生(住居の提供や社内食堂の食事券等)を受け取る場合、これは課税対象となる所得として見なされ、それに応じた社会保険料を支払わなければなりません。

福利厚生の支給限度額は社会保険規定によって定められています。

### • 食事手当

雇用主が従業員に食事を支給する際の月間支給額の上限は、朝食・昼食・夕食で以下のように定められています。

朝食	昼食	夕食	合計
60 ユーロ	114 ユーロ	114 ユーロ	288 ユーロ

上記の金額について日割り計算をすると、昼食と夕食の支給額はそれぞれ一日あたり3.80ユーロとなります。従業員がその一部、もしくは全額を自己負担した場合、その負担割合に応じて所得税及び社会保険料は減額されます。

福利厚生として見なされる食事や手当には、主に下記のようなものがあります。

1. 雇用主が就業日において自社食堂や提携レストラン、またはそれに準ずる場所で提供する食事
2. 就業日に割安で利用できるレストランを対象とした雇用主からの手当(手当の金額が実際の食事価格を超えない場合に限る)
3. 従業員に配布するレストラン用食事券(食事券の価格が1食につき6.90ユーロを超えない場合に限る)
4. 食事券の代わりとして雇用主から支給される、賃金契約に規定されていない現金手当

食事を福利厚生として提供する場合、就業日1日につき1食分のみの支給が条件となっており、これはホームオフィスで働く従業員にも適用されます。

もし別の日の食事手当を「予備」として追加で支給する場合、それは現金支給と認識され所得税および社会保険料が課せられます。ただしこういった追加支給を行う際に、支給した金額全額を25%の一律税率で雇用主が負担することも可能で、この場合には社会保険料は発生しません。

### • 住居の提供

雇用主による住居の提供については、以下の点に留意する必要があります。

- アパートや一戸建て住宅の場合、その土地の平均賃貸価格が基準となります。水道代や光熱費などの雑費に関しては実際の費用が考慮されます。
- その他の宿泊施設(共同アパートの一室など)については、一律の現物支給価格が適用されます(2023年は265ユーロ)。この一律価格265ユーロを超えない限り、その土地の平均賃貸価格で計算することも可能です。

雇用主が従業員に対し、住居や宿泊施設を割安で提供する場合には、その割引分の金額(雇用主が負担した金額)が従業員の所得と見なされ、所得税および社会保険料が課されます。

ただし雇用主の負担が平均賃貸価格の3分の1を超えない場合(かつ25ユーロ/1㎡以下)、所得税の対象とはなりません。

## 6. 自宅における仕事部屋に関する控除条件の変更(2023年1月1日より)

自宅での仕事部屋にかかる費用を無制限に控除するためには、自宅での仕事部屋が業務全体の中心であることが前提条件となります。これはつまり、自宅で行う業務の割合や業務内容などの全体像から、業務における主要な部分が自宅の仕事部屋で行われていると判断される場合に該当します。この条件を満たす場合、2023年からは実際の費用の証票を提出しなくても年間一律控除額の1.260ユーロを適用することが可能です。ただしこの一律控除額は、前提条件を満たさない月がある場合にはその分減額されます。

自宅での仕事部屋が業務の中心ではない場合や、自宅に税務上の控除条件を満たす仕事部屋がない場合、自宅での業務にかかる経費はホームオフィス一律控除額でのみ控除が可能となります。このホームオフィス一律控除額では、通常の1日の勤務時間の半分以上について自宅で業務を行い、且つ職場へ行かなかった日を対象に、1日につき6ユーロ(年間最大1.260ユーロ)が控除可能です。

また、一時的ではなく原則として業務に必要な場所が自宅以外にない場合(教員など)には、1日のうちに自宅以外の職場を訪れた場合でもホームオフィス一律控除額の適用が認められます。通常、ホームオフィス一律控除額を適用した日には通勤費の控除が認められませんが、こういった場合には、通勤費に加えてホームオフィス一律控除額を適用することが可能です。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: [japanesedesk@wedding-partner.de](mailto:japanesedesk@wedding-partner.de)  
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>